

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について（令和4年12月8日改正）

教職員は幼児児童生徒と接する機会が多いため、感染した場合はその影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

記

【基本的感染対策について】

- 「三つの密」は一つでも回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気をはじめとした基本的な感染対策を徹底すること。
- 発熱や咳等の症状がある場合には、自宅で休養すること。
また、同居の家族に未診断の発熱などの症状がある場合も、出勤しないようにすること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、引き続き職場における感染対策に取り組むこと。
 - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2メートル）する。
 - ・手洗いや執務室等に入出入りするたびの手指消毒を徹底し、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気を定期的に行う。
 - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、定期的な消毒を行う。

【飲食店等の利用と感染防止について】

- 飲食等については、第三者認証（広島積極ガード店ゴールド）を取得している飲食店を利用するようにすること。

【他地域との往来等に係る感染防止について】

- 帰省や旅行等での移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること。
感染の不安がある場合や、帰省等で高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、検査を行うこと。

【差別・誹謗中傷の禁止について】

- 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関、医療関係者、その他の対策に携わった方に対する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷を行わないこと。